

○学校法人聖カタリナ学園寄附行為

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人聖カタリナ学園と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市北条660番地に置き、従たる事務所を京都府南丹市園部町美園町一号78番地並びに、愛知県岡崎市大西町奥長入52番地に置く。

第2章 目的及び設置する学校

（目的）

第3条 この法人は、カトリック教の精神を奉じ、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、世界の平和と人類の共通善を促進する人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|------------------------|----------|----------|
| (1) 聖カタリナ大学 | 大学院 | 看護学研究科 |
| | 人間健康福祉学部 | 社会福祉学科 |
| | | 人間社会学科 |
| | | 健康スポーツ学科 |
| | | 看護学科 |
| (2) 聖カタリナ大学短期大学部 | | 保育学科 |
| (3) 聖カタリナ学園高等学校 | 全日制課程 | 普通科 |
| | | 総合学科 |
| | | 看護科 |
| | | 看護科 |
| (4) 京都聖カタリナ高等学校 | 全日制課程 | 普通科 |
| | | 看護科 |
| (5) 光ヶ丘女子高等学校 | 全日制課程 | 普通科 |
| | | 国際教養科 |
| (6) 聖マリア幼稚園 | | |
| (7) 聖家族幼稚園 | | |
| (8) 聖カタリナ幼稚園 | | |
| (9) ロザリオ幼稚園 | | |
| (10) 聖カタリナ大学短期大学部附属幼稚園 | | |

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 9人

（2）監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

（理事会）

第6条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織する。

3 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

4 理事会は、理事長が招集する。

5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

9 理事長が、第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

10 前項及び第11条第4項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

11 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。なお、当該議案につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議案の議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第6条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（理事長の職務）

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第9条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

（理事の選任）

第10条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

（1）聖ドミニコ宣教修道女会代表役員

（2）この法人の設置する大学の学長

（3）この法人の教職員のうちから、聖ドミニコ宣教修道女会代表役員による推薦を受け、理事会において選任された者4人

（4）評議員のうちから、評議員の互選によって選任された者3人

2 前項に規定する理事は、修道女会代表役員・学長・教職員又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任および職務）

第11条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（1）この法人の業務を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

（4）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（5）第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

（6）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

（7）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席し

て意見を述べること。

- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員任期）

- 第12条** 役員（第10条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

- 第13条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

- 第14条** 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（議事録）

- 第15条** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第16条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、会議の都度、評議員の互選で定める。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による排斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。なお、当該議案につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

第17条 第15条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第18条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処

分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認める事項

（評議員会の意見具申等）

第19条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学及び高等学校の学長及び各校長の合わせて4人、この法人の設置する幼稚園の園長のうちから理事会において選任された者1人、計5人
- (2) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下この条において同じ。）のうちから、理事会において選任された者6人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任された者2人
- (4) この法人の設置する学校の在学者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任された者1人
- (5) この法人に関係ある学識経験者で理事会において選任された者5人

2 前項第1号・第2号及び第4号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の長・この法人の職員又は父母若しくは保護者の職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（任期）

第21条 評議員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第21条の2 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第22条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第23条 この法人の資産は、これを分けて基本財産・運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第24条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第25条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは確実な銀行に定期預金として預け入れ、理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第26条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実・授業料収入・入学金収入・検定料収入・その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第26条の2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第27条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則5か年とし、期ごとに理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算及び実績の報告・剰余金等の処分）

第28条 この法人の決算は、毎会計年度終了後、2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会において報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上、剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産（若しくは運用財産中の積立金）に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

（予算外の新たな義務の負担または権利の放棄）

第29条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（財産目録等の備付及び閲覧）

第30条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第30条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（1）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

（2）監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

（3）財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載

の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

（4）役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員報酬）

第30条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第31条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第32条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第33条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- （1）理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- （2）この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- （3）合併
- （4）破産
- （5）文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第34条 この法人が解散した場合（合併又は破産による解散を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によって選定された学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第35条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決が必要なければならない。

2 合併は文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第36条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

（書類及び帳簿の備付）

第37条 この法人は、第30条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かなければならない。

- （1）役員及び評議員の履歴書
- （2）収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- （3）その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第38条 この法人の公告は、第4条に定める学校の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第39条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

（責任の免除）

第40条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第41条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円を限度としてあらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

- 1 この寄附行為は、愛媛県知事認可の日（昭和26年3月8日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 上 妻 久 惠
モ デ ス ト ・ ペ レ ス
パトロシニオ・アルメンダリス
フリア・マルチャレナ
土 居 正 賢
藤 原 千 里
監事 アスンシオン・フェレロ
高 岡 静 代

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和40年3月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和41年1月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年6月6日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和43年2月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和46年3月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和62年12月23日）から施行する。

附 則

平成2年3月29日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。児童教育学科の平成元年度以前の入学者についてはなお従前の例による。

附 則

（施行期日）

平成6年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

（聖カタリナ女子短期大学食物学科の存続に関する経過措置）

聖カタリナ女子短期大学食物学科は改正後の寄附行為第4条（2）の規定にかかわらず、平成6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

（施行期日）

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

（聖カタリナ女子短期大学食物栄養学科の存続に関する経過措置）

聖カタリナ女子短期大学食物栄養学科は改正後の寄附行為にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

（施行期日）

平成12年9月1日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成12年12月21日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成14年3月22日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

（聖カタリナ女子高等学校衛生看護科の存続に関する経過措置）

聖カタリナ女子高等学校衛生看護科は改正後の寄附行為第4条（3）の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

（京都聖カタリナ女子高等学校衛生看護科の存続に関する経過措置）

京都聖カタリナ女子高等学校衛生看護科は改正後の寄附行為第4条（4）の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成14年7月30日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成14年7月31日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成16年3月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成17年2月3日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

（京都聖カタリナ女子高等学校高等看護科の存続に関する経過措置）

京都聖カタリナ女子高等学校高等看護科は改正後の寄附行為第4条（4）の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

（施行期日）

平成17年2月17日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成17年9月21日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成20年3月27日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成21年3月24日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成24年3月13日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成25年3月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成26年9月26日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成28年8月31日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年9月13日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成30年11月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成31年3月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

令和2年2月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年8月27日）から施行する。

学校法人聖カタリナ学園寄附行為
新旧対照表

新	旧
省略	省略
(設置する学校)	(設置する学校)
<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 聖カタリナ大学 <u>大学院</u> <u>看護学研究科</u> 人間健康福祉学部 社会福祉学科 人間社会学科 健康スポーツ学科 看護学科</p> <p>(2) 聖カタリナ大学短期大学部 保育学科</p> <p>(3) 聖カタリナ学園高等学校 全日制課程 普通科 総合学科 看護科</p> <p>(4) 京都聖カタリナ高等学校 全日制課程 普通科 看護科</p> <p>(5) 光ヶ丘女子高等学校 全日制課程 普通科 国際教養科</p> <p>(6) 聖マリア幼稚園</p> <p>(7) 聖家族幼稚園</p> <p>(8) 聖カタリナ幼稚園</p> <p>(9) ロザリオ幼稚園</p> <p>(10) 聖カタリナ大学短期大学部附属幼稚園</p>	<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 聖カタリナ大学 (新設) 人間健康福祉学部 社会福祉学科 人間社会学科 健康スポーツ学科 看護学科</p> <p>(2) 聖カタリナ大学短期大学部 保育学科</p> <p>(3) 聖カタリナ学園高等学校 全日制課程 普通科 総合学科 看護科</p> <p>(4) 京都聖カタリナ高等学校 全日制課程 普通科 看護科</p> <p>(5) 光ヶ丘女子高等学校 全日制課程 普通科 国際教養科</p> <p>(6) 聖マリア幼稚園</p> <p>(7) 聖家族幼稚園</p> <p>(8) 聖カタリナ幼稚園</p> <p>(9) ロザリオ幼稚園</p> <p>(10) 聖カタリナ大学短期大学部附属幼稚園</p>
省略	
附 則	
<p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類							
区	年 度		2 年 度	開設年度の前年度	開設年度	5 年 度	合 計
	校 地		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—
	施 設	基 準 内	—	—	—	—	—
		基 準 外	—	—	—	—	—
	設 備	図 書	—	4,000	1,547	1,547	7,094
		教 具 校 具 備 品	—	929	330	330	1,589
	小 計		—	4,929	1,877	1,877	8,683
新設校の開設年度の経常経費							
合 計			—	4,929	1,877	1,877	8,683

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	34,360 千円
		基 準 外	108 千円
	設 備	図 書	5,093 千円
		教 具・校 具・備 品	4,680 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	8,683千円	令和2年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金2,238,926千円のうち8,683千円を財源に充当する。
合 計	8,683千円	

財 産 目 録 総 括 表

科 目 \ 年 度	令和元年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和2年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和3年3月31日)
一 基本財産	12,337,042 千円	12,577,831 千円	12,577,831 千円
二 運用財産	3,361,990 千円	3,664,932 千円	3,664,932 千円
三 負債額	2,431,039 千円	2,889,156 千円	2,889,156 千円
1 固定負債	1,737,660 千円	2,060,608 千円	2,060,608 千円
2 流動負債	693,379 千円	828,549 千円	828,549 千円
四 基本財産+運用財産	15,699,032 千円	16,242,763 千円	16,242,763 千円
五 純資産(四-三)	13,267,992 千円	13,353,606 千円	13,353,606 千円

貸借対照表

令和 3 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	13,605,388,297	13,573,213,083	32,175,214
有形固定資産	12,577,830,883	12,337,041,733	240,789,150
特定資産	994,000,000	1,153,000,000	▲ 159,000,000
その他の固定資産	33,557,414	83,171,350	▲ 49,613,936
流動資産	2,637,374,558	2,125,818,808	511,555,750
資産の部合計	16,242,762,855	15,699,031,891	543,730,964
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	2,060,607,561	1,737,660,364	322,947,197
流動負債	828,548,865	693,379,039	135,169,826
負債の部合計	2,889,156,426	2,431,039,403	458,117,023
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	18,934,918,854	18,976,786,196	▲ 41,867,342
第 1 号基本金	18,649,918,854	18,493,786,196	156,132,658
第 2 号基本金	0	0	0
第 3 号基本金	0	200,000,000	▲ 200,000,000
第 4 号基本金	285,000,000	283,000,000	2,000,000
繰越収支差額	▲ 5,581,312,425	▲ 5,708,793,708	127,481,283
純資産の部合計	13,353,606,429	13,267,992,488	85,613,941
負債及び純資産の部合計	16,242,762,855	15,699,031,891	543,730,964

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和3年度	聖カトリナ大学大学院看護学研究科看護学専攻設置に係る図書購入	図書(内国書643冊・外国書182冊) オンラインデータベースアカウント追加(2点) 電子ジャーナル(6点)	令和4年3月購入予定 令和4年4月購入予定 令和5年4月購入予定	
	聖カトリナ大学大学院看護学研究科看護学専攻設置に係る機器備品の購入	備品62点	令和4年3月購入予定 令和4年4月購入予定 令和5年4月購入予定	
	聖カトリナ大学・短期大学部 聖カトリナホール空調設備更新工事	室外機2台 室内機1台	令和3年8月 ～11月施工予定	聖カトリナ大学・同短期大学部 共用(北条キャンパス)
	聖カトリナ大学・短期大学部 学部2号館聖211教室空調設備更新工事	室外機4台 室内機2台	令和3年8月 ～9月施工予定	聖カトリナ大学・同短期大学部 共用(北条キャンパス)
	聖カトリナ学園高等学校 本館耐震改築工事	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 延床面積3,964.58㎡	令和3年5月 ～令和4年3月施工予定	聖カトリナ学園高等学校専用
	聖カトリナ学園高等学校 本館耐震改築工事設計・監理料	上記工事に係る設計・監理業務	令和3年5月 ～令和4年3月施工予定	聖カトリナ学園高等学校専用
	光ヶ丘女子高等学校 特別教育棟耐震補強工事	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 延床面積2,785.50㎡	令和3年7月 ～令和3年12月施工予定	光ヶ丘女子高等学校専用
	光ヶ丘女子高等学校 特別教育棟受電設備更新工事	・高圧ケーブル更新 ・キュービクル増設	令和3年7月 ～令和3年8月施工予定	光ヶ丘女子高等学校専用
聖マリア幼稚園 外構工事	駐車場拡大工事等	令和3年7月 ～令和3年8月施工予定	聖マリア幼稚園専用	
令和4年度	聖カトリナ大学・短期大学部 聖カトリナホール耐震補強工事	鉄筋コンクリート鉄骨造銅板葺2階建 延床面積2,989.35㎡	令和4年5月 ～令和5年3月施工予定	聖カトリナ大学・同短期大学部 共用(北条キャンパス)
	聖カトリナ大学・短期大学部 学部1号館外壁塗装工事	学部1号館(鉄筋コンクリート造6階建校舎) の外壁全面塗装	令和4年7月 ～令和4年8月施工予定	聖カトリナ大学・同短期大学部 共用(北条キャンパス)
	聖カトリナ学園高等学校 本館耐震改築工事(校舎解体工事)	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 延床面積4,212.06㎡	令和4年5月 ～令和4年8月施工予定	聖カトリナ学園高等学校専用
令和5年度	聖カトリナ大学・短期大学部 土地(運動場)拡大工事	現有運動場6,311.00㎡を拡大する事業	令和5年中実施予定	聖カトリナ大学・同短期大学部 共用(北条キャンパス)
	聖カトリナ大学・短期大学部 土地(運動場)整備工事	上記工事に係る造成及びネット工事等	令和5年中実施予定	聖カトリナ大学・同短期大学部 共用(北条キャンパス)
	聖カトリナ大学・短期大学部 学部2号館外壁塗装工事	学部2号館(鉄筋コンクリート造5階建校舎) の外壁全面塗装	令和5年7月 ～令和5年8月施工予定	聖カトリナ大学・同短期大学部 共用(北条キャンパス)
	光ヶ丘女子高等学校 新館トイレ改修工事	新館(鉄筋コンクリート造2階建校舎) のトイレ改修工事	令和5年7月 ～令和5年8月施工予定	光ヶ丘女子高等学校専用

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	
	開設年度 新設大学院分	完成年度 新設大学院分
学生生徒等納付金収入	3,500	6,000
手数料収入	175	175
寄付金収入	0	0
補助金収入	0	0
資産売却収入	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0
受取利息・配当金収入	0	0
雑収入	0	0
借入金等収入	0	0
前受金収入	400	400
その他の収入	0	0
資金収入調整勘定	△ 400	△ 400
前年度繰越支払資金	0	△ 4,136
収入の部合計	3,675	2,039

(支出の部)

科 目	年 度	
	開設年度 新設大学院分	完成年度 新設大学院分
人件費支出	2,184	2,784
教育研究経費支出	3,750	4,400
管理経費支出	0	0
借入金等利息支出	0	0
借入金等返済支出	0	0
施設関係支出	0	0
設備関係支出	1,877	1,877
資産運用支出	0	0
その他の支出	0	0
〔 予備費 〕	0	0
資金支出調整勘定	0	0
翌年度繰越支払資金	△ 4,136	△ 7,022
支出の部合計	3,675	2,039

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	完成年度
			新設大学院分	新設大学院分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	3,500	6,000
		手数料	175	175
		寄付金	0	0
		経常費等補助金	0	0
		付随事業収入	0	0
		雑収入	0	0
		教育活動収入 計	3,675	6,175
	支出	人件費	2,184	2,784
		教育研究経費	3,750	4,400
		管理経費	0	0
徴収不能額等		0	0	
教育活動支出 計	5,934	7,184		
教育活動収支差額		△ 2,259	△ 1,009	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0
		教育活動外収入 計	0	0
	支出	借入金等利息	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
		教育活動外支出 計	0	0
教育活動外収支差額		0	0	
経常収支差額		△ 2,259	△ 1,009	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	0	0
		特別収入 計	0	0
	支出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
特別収支差額		0	0	
〔 予備費 〕		0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 2,259	△ 1,009	
基本金組入額合計		△ 1,877	△ 1,877	
当年度収支差額		△ 4,136	△ 2,886	
前年度繰越収支差額		0	△ 4,136	
基本金取崩額		0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 4,136	△ 7,022	

(参考)

事業活動収入 計	3,675	6,175
事業活動支出 計	5,934	7,184